

すべての人にやさしく、住みやすい

「日本一の福祉のまち長久手」の実現を目指して

平成28年度 事業計画

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

社会福祉法人長久手市社会福祉協議会

基本方針

近年、少子高齢化社会や核家族化、生活スタイルの変化などを背景に、「個人と地域の絆」が希薄になってきています。さらには、一人暮らし高齢者や障がい者など支援を必要とする市民が増加しています。

こうした状況により地域社会は変容し、現行の福祉制度や公的サービスでは対応できない新たな福祉課題が生じ、その課題が見えにくくなっています。

本会では、平成26年度にコミュニティーソーシャルワーカー（CSW）を配置し、平成27年度には、北小学校区・西小学校区・市が洞小学校区に地区社協を設立しました。また希薄化している地域を以前のような隣近所の関係をつくる、「地域交流のつどい・サロン活動事業」や見守りが必要な人の早期発見を担う「見守りサポーター ながくて」を養成するなど、身近な住民同士のつながり・支えあい共助の基盤づくりを進めてまいりました。

本会は、地域住民、民生委員・児童委員、市内社会福祉施設、ボランティア団体、企業や行政などと連携を図りながら「福祉のまち 長久手」の実現に向けて地域福祉の推進役としての役割を果たしていきます。

平成28年度の取り組み

平成26年度に長久手市と一体で策定した長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画が3年目の中間期を迎えるため、進捗状況の管理、評価を踏まえ、市民と学習会を行うなどして、意見交換をしながら、計画の見直しを行いつつ、以下の取組に重点を置き事業を展開します。

1 市民に身近で透明性の高い法人運営

社会福祉法人制度改革にかかる法案が平成27年に国会に提出、審議されるなど、社会福祉法人に対して、経営組織の在り方、事業運営の透明性の確保が求められています。

本会では、法令順守のさらなる徹底をし、ホームページに定款等の情報公開の促進を行うなど、より透明性の高い法人運営を行うと共に、安定的な経営基盤を強化するため、各事業の財務分析を行い、円滑で適性の運営を推進します。また職員の中からあいさつリーダーを選出し、あいさつの徹底をすることにより社協職員が親しみやすく身近な存在となることを目指します。

2 地域の実情に即した事業所運営

平成17年より市から指定管理を受けていた長久手市デイサービスセンター事業の指定管理が終了し、平成28年4月から新たに3年間の指定管

理を受けました。特徴として、新たに、障がい者が入浴や医療的ケアを受けることが可能な施設が市内に少ないといった実情を踏まえ介護保険事業の枠内で、障がい者の受け入れを行う基準該当サービスに取り組みます。また介護保険制度改正による介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みが進む本年は、改正内容を十分理解するために、積極的に研修への参加、市や他事業所との連携を強化するなど、社会福祉協議会の事業所という立場で事業の推進を行っていきます。

3 重点事業の連動的な運営

昨年度、地区社協を市内3小学校区に設置しました。これにより、地域福祉活動計画に重点施策として掲げた、「見守りサポーター ながくて」養成事業、「地域交流のつどい・サロン活動の支援事業」、「地区社協の設置」が、本格的に始動しました。今後は、サロンや地区社協にサポーターが参加する、地区社協がサロンの設置を支援するなどといった、各事業が相互に連動して進んでいくような、働きかけや事業展開をしていきます。

また地区社協未設置の小学校区でも地域福祉学習会を実施して、地域間格差が生じないようにします。

4 自己決定の支援

加齢や病気・障がい、または経済的な個々の事情により、望む生活を諦めることなく、相談者自身が自分の暮らしを自分で選択し、決定することができるよう、相談支援を実施します。

また、地域に潜在する課題発見に努め、切れ目のない支援を目的とした支援体制の構築を目指します。

5 職員の資質向上・人材育成

職員が持つ情報や知識等を法人全体として共有し活かすことができるよう専門性にのみ特化せず、広範囲な知識を持つ職員の人材育成に努め、各種研修や勉強会に参加し職員の資質の向上を図ります。

事業計画

	事業名 (箇条書き)	事業概要 (箇条書き)	課題	目標 明確に、数値で、いつまでに	具体的実施（取組）事項	担当係
1	心配ごと相談事業 (受託事業)	・ 人権擁護委員による人権相談。	・ 相談数が少ない。	・ 6月までに掲示。	・ 認知度上昇を目的として福祉の家 掲示板にポスターを掲示。	総務係
2	福祉の家窓口業務 (受託事業)	・ あったかあどの発行、福祉の家貸 館業務等。	・ あいさつが不十分。	・ 4月から実施。	・ あいさつを主務とする時間帯を職 員に設ける。(開館時等) ・ 職員内からあいさつリーダーを選 出して、全職員に挨拶の励行を徹 底。	総務係
3	広報紙 「福祉のまち ながくて」発行	・ 本会で行う事業などの広報紙とし て、事業等の周知。 ・ 年間4回発行。	・ 内容の固定化。 ・ 告知や報告などに内容が偏っ ている。 ・ 市民の声を取り入れる	・ 88号より毎号、特集を掲 載する。 ・ モニター10名の確保	・ 各号それぞれ2ページ程度の特集 を設ける。 ・ 社協の告知ばかりでなく、読んで ためになる内容を掲載。	総務係
4	社会福祉大会	・ 市内福祉関係者が集い、社会福祉 の発展の功績者を表彰。	・ 多くの人に参加できるような 日程の設定と事前の通知。	・ 150名の参加。	・ 各種通知を1か月前に発送。 ・ 他の行事等が重ならないように配 慮。	総務係
5	理事会・評議員会・監事会の運営	・ 理事、評議員、監事による会で、 事業計画、予算、事業報告、定款 変更等の、法人運営にかかる重要 案件等の議決、執行の実施。	・ 社会福祉法改正への対応。 ・ 法改正後の理事等の責務の周 知。	・ 理事・評議員に対する法改 正についての勉強会を年度 内に実施。	・ 法改正にかかる情報収集、役員・ 評議員の勉強会の実施。	総務係
6	ホームページ	・ 本会の事業紹介、告知・事業計画 等の掲載、ブログの投稿等。	・ 文が多くイラストが少ない。 ・ ページ構成が悪い。 ・ 類似する内容がリンクされて いない。	・ 9月までに内容の精査。 ・ 年度内にリニューアル。	・ 本会として伝えるべき優先事項を 整理。 ・ 係が違っていても類似する内容は まとめる。	総務係

	事業名 (箇条書き)	事業概要 (箇条書き)	課題	目標 明確に、数値で、いつまでに	具体的実施（取組）事項	担当係
7	地域交流のつどい・サロン活動事業	・地域に居場所ができることで、閉じこもり、孤立の防止、健康増進になるよう、サロンを立ち上げ・運営する団体に対し、助成金の交付や運営の相談対応。	・希望する内容のサロンが、希望者の近隣にないことがあった。 ・子育てサロンが少ない。障がい者（児）サロンがない。 ・3年目以降の助成方法の周知不足。	・各小学校区に1か所以上の新規サロンを設立。 ・2か所以上の子育てサロン、1か所以上の障がい者（児）サロンの設立。 ・3年目以降のサロンの運営状況の把握。	・説明会を兼ねた交流会の開催。 ・手引きの作成により、事業の周知を行う。 ・職員や見守りサポーター（中級）が出向き、課題を共有。	地域福祉係
8	見守りサポーター ながくて養成事業	・見守りが必要な人の早期発見を担う地域のアンテナ役となる見守りサポーターの初級、中級、上級の養成。	・中級サポーターによるサロン訪問が少ない。 ・上級サポーターと見守り訪問希望者とのマッチングが少ない。	・中級サポーター未訪問サロンに、マッチングを実施。 ・見守り訪問希望者を広報等で募集及び希望者と上級サポーターのマッチング。 ・中級・上級サポーター、それぞれ25名ずつ養成。	・新規サロンへの初回訪問時、中級サポーターとのマッチングを実施。 ・サポーター手引きの作成、配布して事業の周知を行う。 ・養成講座を、初級は随時、中級は2回（6月、12月）、上級は1回（2月）開催。	地域福祉係
9	地区社協事業	・困っている人を支援する仕組みを住民と話し合う組織として、地区社協を設置。	・各小学校区（西、北、市が洞）で部会の設置。 ・南小学校区で地区社協設置のための準備。	・各小学校区（西、北、市が洞）で部会を1つずつ設置。 ・南小学校区で地区社協設置準備として地域福祉学習会を開催。	・部会設置のための地域福祉学習会の実施。（西、北は月3回、市が洞は3か月に1回） ・3か月に1回ずつ、民生委員、自治会連合会長・区長などに地域福祉学習会を実施（南小学校区）。	地域福祉係
10	各種講座の開催	・誰もが、安心して暮らせるために、多分野に渡る講座を開催。	・講座によっては対象者が限定的で、市内での周知・集客が困難。	・多くの住民が地域活動や日常生活に役立てる講座を選択できるよう、年8回の講座を開講。	・幅広い年代の住民を対象とした講座内容を企画する。 ・地区社協の部会への参加促しができるような視点で講師の理解を得る。	地域福祉係
11	福祉実践者のつどい	・市内の福祉事業所の職員同士の交流を目的に開催し、事業所間同士のネットワークを構築。	・各事業所間で連携を図れるような機会が必要。	・年3回（6月、9月、12月）実施。	・ネットワーク構築のための交流会、市内の福祉課題となるテーマで事例検討等の勉強会を実施。	地域福祉係
12	地域福祉活動計画の推進	・地域福祉の設計図である地域福祉活動計画に沿って事業を推進。	・中間見直しの年度に当たるため、見直し方法の検討。	・中間見直しを行うシートを作成し、見直し作業を実施。	・小学校区ごとに計画に関する学習会を開催し、市民との意見交換の場を設ける。	地域福祉係

	事業名 (箇条書き)	事業概要 (箇条書き)	課題	目標 明確に、数値で、いつまでに	具体的実施（取組）事項	担当係
13	共同募金運動への協力及び共同募金配分事業の実施	・住民相互の助け合いと地域福祉の推進を目的に、赤い羽根共同募金、及び歳末助け合い募金を実施。	・募金による配分金事業に関する周知不足。	・公開プレゼンテーション審査会の要綱・実施方法を3月までに作成。	・共同募金委員会で、公開プレゼンテーション審査会の実施方法を検討。	地域福祉係
14	福祉作文コンクール	・児童、生徒の福祉活動の啓発を目的に、作文を通して福祉活動を考える機会を設ける。	・児童、生徒を対象に、福祉について考える機会が必要。	・市内の全ての小、中学校に対して、作品を募集。 ・高校生まで対象を広げられるよう検討。	・市内の小学6年生及び中学2年生を対象に作品を募集。 ・社会福祉協力校連絡協議会で対象範囲を検討。	地域福祉係
15	ひとり親援助活動	・ひとり親家庭に多いと懸念される福祉課題の啓発。	・子どもの貧困は、全国的な課題であり、市内にも存在するが、その課題が知られていない。	・7月に講演会を開催。	・「子どもの貧困」に関する講演会を開催。	地域福祉係
16	男性料理教室	・男性に対し、料理教室を実施。	・料理に慣れていない男性が多く、栄養バランスのよい食事が摂れるよう学ぶ機会が必要。	・10回の料理教室を開催。	・手軽に作れて栄養のとれる料理の教室を開催。 ・高血圧予防、メタボ予防等のヘルシー料理を採用。	地域福祉係
17	赤い羽根作品コンクール	・赤い羽根をテーマとしたポスター及び習字の作品を募集。	・児童、生徒を対象に、福祉について考える機会が必要。	・市内の全ての小、中学校に対して、作品を募集。 ・7月～8月に実施。	・市内の小学3・5年生及び中学1年生を対象に作品を募集。	地域福祉係
18	お笑い演芸会の開催	・高齢者同士の交流や外出の機会創出のために、ボランティアによる寄席を開催。	・駐車場がない会場は、参加できる人が限られる。	・歳末たすけあい募金運動の時期（12月）に、各小学校区で1回ずつ実施。	・公共施設以外の会場も含め、駐車場のある開催場所を検討。	地域福祉係
19	子育て・障がい者世帯への支援	・子どもから大人まで、障がいがあってもなくても支え合いに関するテーマのイベントを開催。	・多様化する価値観に対応できるようなイベントが必要。	・歳末たすけあい募金運動の時期に、劇等を2回実施。（12月、1月）	・子どもも理解できるようなテーマの劇等を企画。	地域福祉係

	事業名 (箇条書き)	事業概要 (箇条書き)	課題	目標 明確に、数値で、いつまでに	具体的実施(取組)事項	担当係
20	長久手市福祉まつりの開催	・市内のボランティア団体・福祉事業所が交流し市民が福祉について考える機会を設ける。	・「福祉」という言葉の解釈が、人それぞれで、「福祉まつり」のメイン企画が困難。	・「福祉」について考える機会となるような、わかりやすい福祉まつりを目指す。 ・開催日を定期化できるよう設定。	・高齢者、障がい、児童の中からテーマを選ぶ。 ・実行委員会を設置。 ・時期の定期化を検討する。	地域福祉係
21	会員募集	・地域福祉の充実を目的に、強化月間(5、6月)を設け、募集活動を実施。	・会費はここ数年ほぼ横ばい。 ・会員募集の方法及び会費の集め方について検討。	・会費がどのように活用されているか引き続き周知。 ・前年度実績より会員数の増加。	・会費使途のわかりやすいチラシを作成する。 ・啓発グッズを作成。 ・地区社協内で、会費の説明を実施。	地域福祉係
22	貸付事業 (生活福祉資金・はやぶさ資金)	・生活に困窮した世帯に対し、必要に応じて貸付を実施。	・個別ケースへの適切な支援が必要。 ・償還滞納者数が増加しており、適切な対応が必要。	・相談内容によって適切な関係機関へ繋げる。 ・償還督促、債権管理の適切な償還指導を行う。	・自立相談支援機関との連携を図る。 ・債務者の明確化を行う。(個別ファイルの作成等)	地域福祉係
23	日常生活自立支援事業	・金銭管理に不安のある方の福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを実施。	・本事業の認知度が低く、認知症高齢者の利用率が他市に比べて低い。	・本事業の利用が適切であるケースについて利用を促す。	・市内福祉事業所への広報を実施。	地域福祉係
24	地域ボランティア養成事業	・地域のボランティア活動者を増やすための講座や勉強会を開催。	・事業の周知不足により2か所で開催した。 ・市が洞小学校区については、次年度以降の開催となった。	・3か所で開催。 (西・北・市が洞小学校区)	・地区社協(西・北・市が洞小学校区)とも連携し、地域のサロンや共生ステーションで講座や勉強会を開催。	地域福祉係
25	ボランティア紹介事業	・ボランティアが必要な人や施設等から依頼を受け、登録ボランティアを紹介。	・ホームページに関心が薄い人や、福祉の家から遠い人、ボランティア受け入れ施設側へのボランティアセンターの存在や利用方法の認知度不足。	・年2回、ボランティアセンター通信を発行。 ・地域での出張相談を行う。	・ボランティア受け入れ施設や回覧板に掲載。 ・地区社協を活用し3回開催。 (西・北・市が洞小学校区)	地域福祉係
26	災害時ボランティアセンター事業 (災害協定)	・災害時に被災者支援に特化した「災害時ボランティアセンター」を設置・運営。	・災害時ボランティアセンター訓練に参加する市民が少なく、災害時ボランティアセンターの認知度不足。	・防災訓練や講座に登録ボランティア以外で市民参加10名以上。	・身近で興味を持ちやすい内容に焦点を当てて講座を開催。	地域福祉係

	事業名 (箇条書き)	事業概要 (箇条書き)	課題	目標 明確に、数値で、いつまでに	具体的実施（取組）事項	担当係
26	災害時ボランティアセンター事業 (災害協定)	・災害時に被災者支援に特化した「災害時ボランティアセンター」を設置・運営。	・災害時ボランティアセンターに必要なテントがない。	・11月までに購入。	・テントを1張購入。	地域福祉係
27	ボランティア相談事業	・ボランティアによるボランティアのための相談。	・ボランティアセンター職員と相談員との連携強化。 ・地域でボランティアに関する相談ができるような機会が少ない。	・ミーティングを毎月実施。 ・地域での出張相談を行う。	・月1回、相談員とボランティアセンター職員とのミーティングを実施。 ・地区社協を活用し3回開催。 (西・北・市が洞小学校区)	地域福祉係
28	社会福祉協力校事業	・市内小中高等学校で福祉教育を普及させるため、福祉実践教室の開催や学校行事へ参加。	・「発達障がい」を教えるボランティアグループメンバーの人員不足。 ・若い世代がボランティアに関心をもつような、福祉教育の普及が必要。	・10月までに福祉協力校の特別支援学級の児童の親と障がい者福祉施設利用者の親へチラシ配布。 ・社会福祉協力校連絡協議会を開催し、福祉実践教室以外の福祉教育について意見交換を行う。	・事業についてのチラシを作成、配布。 ・各校福祉担当教諭と先進地の視察研修、意見交換を実施。	地域福祉係
29	家庭体験ボランティア	・児童養護施設の子どもを長期休暇中に家庭へ招くボランティアを育成。	・ふれあい遠足会を経て、家庭体験ボランティアになった方へ、活動時期に合わせた情報提供ができていない。	・情報提供を年3回実施。 (ゴールデンウィーク、夏休み、冬休みの前)	・ゴールデンウィーク、夏休み前に、ボランティアへ職員から情報提供を行い、家庭体験ボランティアの受け入れ活動を促す。	地域福祉係
30	地域スマイルポイント (受託事業)(新規)	・福祉施設でのボランティア活動に対してポイントを付与する。	・新規事業であるため、周知がされていない。	・福祉施設および市民に対する説明会を1回ずつ開催。	・手引きを活用し、わかりやすい説明会を開催。	地域福祉係
31	シニアクラブ若手養成講座	・若手会員および非会員向けに講座を開催する。	・担い手不足による会員の減少、事業のマンネリ化が課題。	・3月に開催。	・事業計画を企画する際の参考となるような事例や予算書の書き方を講座内容で開催。	地域福祉係

	事業名 (箇条書き)	事業概要 (箇条書き)	課題	目標 明確に、数値で、いつまでに	具体的実施（取組）事項	担当係
32	団体補助	・各補助団体の支援・補助を実施。	・各団体の活性化に向けた運営支援を実施。	・会員の増加を目指す。	・活性化に向けた研修や事業の支援を実施。	地域福祉係
33	居宅介護支援事業	・居宅サービス計画書を作成し、各事業所との連絡調整を行う。	・計画件数の維持 ・計画作成や相談支援に必要な知識向上、最新の情報入手。	・年間計画件数1,200件 ・知識や最新情報入手のため、研修などの場へ、1人につき年5回の参加。	・柔軟な新規の受入れ。 ・ケアマネサロンをはじめ、知識を習得するための研修や会議への参加。	事業係 (居宅介護支援事業)
34	介護認定調査 (受託事業)	・市町村からの依頼を受け、介護認定調査の実施。	・調査件数(経験)の減少による、調査技術の維持。	・調査技術の維持、向上。 ・調査件数年間12件。	・年1回の現任研修への参加継続。 ・依頼については断らず対応。	事業係 (居宅介護支援事業)
35	訪問介護事業	・介護保険制度に基づく在宅サービス。ヘルパーを派遣して身体介護、生活援助を行う。 ・総合事業移行に向けた、各関係機関との連絡調整	・介護技術や知識の向上。	・手順書を見直し、カンファレンスを月1回実施。	・研修会の日程以外に、カンファレンスを行う日程を確保。	事業係 (訪問介護等事業)
36	居宅介護事業・移動支援事業	・障害者総合支援法、地域生活支援事業に基づく移動支援事業	・登録ヘルパーが不足しており、新規の受け入れができない。	・障がい者の対応経験のある登録ヘルパーを3名採用。	・募集方法を検討し、これまでと違う形(情報誌の活用等)での募集を試みる。	事業係 (訪問介護等事業)
37	通所介護事業	・在宅生活を送る要介護、要支援の利用者に対して、生活相談、機能訓練、擁護、健康チェック、食事の提供、入浴、送迎を実施。 ・総合事業移行に向けた、各関係機関との連絡調整	・基準該当事業のニーズがどれだけあるか把握出来ていない。 ・職員のスキルが不足。 ・事故発生時、災害時の対応が統一出来ていない。	・関係機関と連携を図り、ニーズの把握に努める。 ・障がい分野の研修を行う。 ・災害時対応マニュアルを作成。	・障がい分野についての研修を年2回、視察を年1回実施。 ・事故発生時は48時間以内にカンファレンスを実施。 ・年2回避難訓練実施。	事業係 (通所介護等事業)
38	生きがい型デイサービス事業 (受託事業)	・満65歳以上高齢者単身者のひとり暮らしの人等に対して、日常動作訓練や趣味活動を提供し、高齢者福祉の増進を図る。	・利用者数の減少。	・利用者2名獲得。	・地域包括支援センター等の関係機関と連携を図り、利用者の拡大を図る。	事業係 (通所介護等事業)

	事業名 (箇条書き)	事業概要 (箇条書き)	課題	目標 明確に、数値で、いつまでに	具体的実施(取組)事項	担当係
39	日中一時支援事業 (新規)	・障がい者及び障がい児に対して、見守りまたは社会に対応するための日常的な訓練を支援する。	・個々の障がいに合わせたサービスの質の向上。 ・利用者のニーズの把握。	・障がい分野の内部研修を年2回、視察を年1回実施。 ・年1回家族会を開催。	・障がい分野の研修を実施。 ・家族会を行うことで、家族との交流、意見を聞く場を設ける。	事業係 (通所介護等事業)
40	地域包括支援センター運営事業 (受託事業)	<p><介護予防ケアマネジメント業務></p> <ul style="list-style-type: none"> 要支援の認定者へのケアプラン作成、評価 二次予防事業対象者へのアセスメント、相談、ケアプラン作成、評価 高齢者を対象とした介護予防教室(社協まめ会)の開催 総合事業移行に向けた、各関係機関との連絡調整 <p><総合相談支援事業及び権利擁護業務></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護、医療、福祉、生活全般、高齢者の権利に関する相談 <p><包括的・継続的ケアマネジメント業務></p> <ul style="list-style-type: none"> 担当介護支援専門員が決まるまでの利用者支援 介護支援専門員への助言・指導 	<ul style="list-style-type: none"> 社協まめ会の参加者が福祉の家近辺の方が多く、固定化している。 出張相談を市内3か所で実施しているが、実際の相談に至るケースが少ない。 総合事業の利用に向けての手順が定まっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 社協まめ会を、地域(徒歩圏内)で実施していけるようにボランティアを発掘。 毎月、担当小学校区(長久手、北、東)に出向き、出張相談を実施。 総合事業の利用に向けての手順を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターなどと連携し、社協まめ会開催時、毎回市民ボランティア2名以上参加。 社協まめ会の企画の際、市民ボランティアの方にも参加してもらう。 集会所だけでなく、高齢者が集まる喫茶店等で出張相談を実施。 市担当課などの関係機関と協議し手順を定める。 	相談支援係 (地域包括支援センター事業)
41	長久手市「食」の自立支援事業 訪問調査 (受託事業)	・長久手市「食」の自立支援事業利用者に対して、訪問調査を年2回実施。	・滞りのない調査の実施。	・期限内に提出。	・すみやかに実施し、部署内で情報を共有。必要に応じて相談支援を実施。	相談支援係 (地域包括支援センター事業)
42	介護予防事業 (受託事業)	・65歳以上の市民(介護保険認定者を除く)対象の運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上の介護予防教室を開催。	・昨年度も、栄養改善教室と口腔ケア教室は参加者が定員割。	・口腔ケア教室と栄養改善教室の各教室とも10名以上の参加者。	・募集期間を、1か月から2か月に延長。	相談支援係 (地域包括支援センター事業)
43	長久手市障がい者相談支援事業 (受託事業)	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスの利用援助。 社会資源を活用するための支援。 社会生活力を高めるための支援。 権利擁護及び成年後見制度利用のために必要な援助。 専門機関の紹介。 	・2事業者が同事業を受託し、共同で実施していることから、組織構築が滞っており、支援センターの周知が不十分。	・説明会を年1回実施。	・親の会・事業所を対象に障害福祉サービスの利用説明会を実施。	相談支援係 (障がい相談支援事業)

	事業名 (箇条書き)	事業概要 (箇条書き)	課題	目標 明確に、数値で、いつまでに	具体的実施（取組）事項	担当係
44	長久手市障がい児相談支援事業 (受託事業)	・ 保育所等巡回相談支援事業。	・ 支援センターの周知が不十分。 教育と福祉の連携が十分ではない。	・ 市内小学校 6 校、中学校 3 校、保育所 11 箇所へ年 1 回巡回相談を実施。	・ 対象児の行動観察、相談等の支援。 ・ 保護者に対する相談等の支援。 ・ 学校、保育所等の職員に対する相談等の支援。	相談支援係 (障がい相談支援事業)
45	障害支援区分認定調査 (受託事業)	・ 障害支援区分の認定調査の実施。	・ 滞りのない調査の実施。	・ 調査件数 年間 36 件	・ すみやかに実施。	相談支援係 (障がい相談支援事業)
46	指定特定相談支援事業	・ サービス等利用計画の作成。 ・ モニタリングの実施。	・ 相談支援専門員の育成。	・ 計画作成件数 年間 52 件	・ 計画内容の検討会を毎月実施。	相談支援係 (障がい相談支援事業)
47	指定障害児相談支援事業	・ 障害児支援利用計画。 ・ モニタリングの実施。	・ 相談支援専門員の育成。	・ 計画作成件数 年間 96 件	・ 計画内容の検討会を毎月実施。	相談支援係 (障がい相談支援事業)
48	生活困窮者自立相談支援事業 (受託事業)	・ 生活困窮者に対する相談支援。 ・ 就労、その他の自立に関する相談支援。 ・ 支援計画書の作成。 ・ 生活困窮者支援を通じた地域づくり。	・ 職員のスキルアップ。 ・ 支援調整会議の開催方法。 ・ 周知活動の効果がまだ十分に得られていない。	・ 相談者に適切な支援を行うため、知識・技術を習得。 ・ ケース検討会を毎月実施。 ・ 支援調整会議の定期開催。 ・ 周知活動の継続。	・ 「自立相談支援事業従事者養成研修」等の研修に参加。 ・ 部署内で、支援内容等を検討・検証。 ・ 市担当課と協力して、支援調整会議を毎月開催。 ・ 市内のコンビニエンスストアへのチラシ設置、回覧板の活用や民生児童委員の生活部会等への事業説明。	相談支援係 (生活困窮自立支援事業)
49	生活困窮者家計相談支援事業 (受託事業)	生活困窮者に対する家計相談支援 ・ 家計診断。 ・ 家計支援計画書の作成及び必要な支援の調整。 ・ 家計状況のモニタリング。	・ 職員のスキルアップ。 ・ 支援計画書の作成。	・ 相談者に適切な支援を行うため、知識・技術を習得。 ・ 支援申込者への支援計画書作成。	・ 各種研修や勉強会等に参加。 ・ アセスメントに基づき、帳票のシートを活用して支援計画書を作成。	相談支援係 (生活困窮自立支援事業)